

健 発 0618 第 4 号
令 和 3 年 6 月 18 日

公益社団法人全日本病院協会会長殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律等の公布について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和3年法律第78号。以下「改正法」という。）については、本年2月5日に第204回通常国会に提出され、同年6月11日に可決成立し、本日、公布されました。また、改正法の公布に併せ、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）が公布されました。改正法及び改正省令は、公布の日から施行されます。

これを受け、別添のとおり各都道府県知事・各政令指定都市市長・各中核市市長・各保健所設置市市長・各特別区区長あて通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴会におかれましても会員等への周知を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

B型肝炎訴訟については、訴訟のために必要となる医療記録や、和解が成立した無症候性持続感染者に対する医療費の支給内容等を記載した「B型肝炎訴訟の手引き」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、適宜ご活用いただくとともに、今後提訴しようとする方等が来院された場合に適切に対応いただけるようご配慮をお願いいたします。

また、B型肝炎ウイルス陽性者やB型肝炎患者に対し、手術前検査を含めた検査の結果通知や診療の機会等を捉えてリーフレットを配布するなど、給付金制度の周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

健 発 0618 第 1 号
令 和 3 年 6 月 18 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
政 令 市 市 長
中 核 市 市 長
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長 〕 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律等の公布について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和3年法律第78号。以下「改正法」という。）については、本年2月5日に第204回通常国会に提出され、同年6月11日に可決成立し、本日、公布されました。また、改正法の公布に併せ、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）が公布されました。改正法及び改正省令は、公布の日から施行されます。

改正法、改正省令の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、十分御了知の上、各都道府県におかれては、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

B型肝炎訴訟については、現在、電話相談窓口（03-3595-2252。平日9時から17時まで。）を設置するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、和解の仕組みを分かりやすくお知らせするための「B型肝炎訴訟の手引き」を掲載しているため、必要に応じてご参照ください。

また、B型肝炎ウイルス検査結果の通知やB型肝炎患者への医療費助成の手続の機会等を捉えてリーフレットをお渡しいただくなど、給付金制度の周知・広報へのご協力をお願いいたします。

記

第1 改正法の趣旨

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、給付金の支給を受けるためには、令和4年1月12日までに提訴する必要があるが、現下の請求状況を踏まえると、未だ提訴に至っていない方が多数存在すると考えられるため、請求期限を延

長するもの。

第2 改正法の概要

1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限の延長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限は、令和9年3月31日又は訴えの提起等を同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日のいずれか遅い日までとすること。（第5条関係）

2 長期借入金の借入れ可能期間の延長

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の長期借入金について、借入れ可能期間を5年間延長すること。（附則第4条第1項関係）

3 その他

その他所要の改正を行うこと。

4 施行期日

公布の日

第3 改正省令の趣旨

改正省令は、改正法の施行に伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号）及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成23年厚生労働省令第146号）について、所要の規定の整備を行うもの。

第4 改正省令の概要

1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正

改正法の施行に伴い、条項の移動に関する所要の規定の整備を行うこと。（改正省令第1条関係）

2 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正

改正法の施行に伴い、支払基金の長期借入金の償還期限が令和8年度まで延長されことから、支払基金がその予算総則及び付属明細書に記入することとされている長期借入金の借入限度額及び明細についても令和8年度まで記入することとすること。（改正省令第2条関係）

3 施行期日

公布の日

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七十八号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

の一部分を次のように改正する。
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)

第五条中「次に掲げる」を「令和九年三月三十一日又は訴えの提起等を同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日(以下「判決確定日等」という。)から起算して一月を経過する」に改め、同条各号を削る。

附則第四条第一項中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和八年度」に改め、同項ただし書中「平成二十八年年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附則第五条（見出しを含む。）中「平成三十三年度」を「令和八年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保に係る検討）

2 政府は、令和九年三月三十一日までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十八条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

○厚生労働省令第六号
 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第七十八号）の施行に伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則及び社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第四百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求）</p> <p>第五条 法第三条の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金」という。）及び法第七条の訴訟手当金（以下「訴訟手当金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 〇三（略）</p> <p>四 法第五条に規定する判決確定日等（以下「判決確定日等」という。）</p> <p>五 〇八（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求）</p> <p>第五条 法第三条の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金」という。）及び法第七条の訴訟手当金（以下「訴訟手当金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 〇三（略）</p> <p>四 法第五条第二号に規定する判決確定日等（以下「判決確定日等」という。）</p> <p>五 〇八（略）</p> <p>二・三（略）</p>

（社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第四百十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則（予算総則及び附属明細書の特例）</p> <p>第二条 平成二十四年度から令和八年度までの間、第四条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金金の借入れの限度額」と、第</p>	<p>附則（予算総則及び附属明細書の特例）</p> <p>第二条 平成二十四年度から平成三十三年までの間、第四条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金金の借入れの限度額」と、</p>

第十五条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金金の明細（借入先並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）」とする。

第十五条中「事項」とあるのは、「事項及び長期借入金金の明細（借入先並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）」とする。

附則
 この省令は、公布の日から施行する。